

9月10日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 13名

1 番議員	滝 沢 幸 映 君	9 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	中 嶋 登 君	10 〃	山 城 峻 一 君
3 〃	塚 田 舞 君	11 〃	祢 津 明 子 君
5 〃	水 出 康 成 君	12 〃	大日向 進 也 君
6 〃	宮 入 健 誠 君	13 〃	朝 倉 国 勝 君
7 〃	中 村 忠 靖 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
8 〃	星 哲 夫 君		

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	臼 井 洋 一 君
教 育 長	塚 田 常 昭 君
総 務 課 長	伊 達 博 巳 君
企 画 政 策 課 長	竹 内 祐 一 君
会 計 管 理 者	竹 内 優 子 君
住 民 環 境 課 長	山 下 昌 律 君
福 祉 健 康 課 長	鳴 海 聡 子 君
商 工 農 林 課 長	北 村 一 朗 君
建 設 課 長	堀 内 弘 達 君
教 育 文 化 課 長	長 崎 麻 子 君
収 納 対 策 推 進 幹	細 田 美 香 君
まち創生推進室長	小河原 秀 昭 君
D X 推 進 室 長	瀬 下 幸 二 君
総 務 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
総 務 係 長 補 佐	宮 嶋 和 博 君
財 政 係 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 原 卓 君
企 画 調 整 係 長	川 島 徳 夫 君
保 健 セ ン タ ー 所 長	川 島 徳 夫 君
子 ど も 支 援 室 長	橋 本 直 紀 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 勉 君
議 会 書 記	柳 澤 ひろみ 君

5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 認知症の早期発見と包括的支援についてほか | 塚 田 舞 議員 |
| (2) 新複合施設についてほか | 宮 入 健 誠 議員 |
| (3) 公益通報者保護の取り組みはほか | 大 森 茂 彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（滝沢君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（滝沢君） 最初に、3番 塚田 舞議員の質問を許します。

3番（塚田さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 認知症の早期発見と包括的支援について

日本において、高齢化の進行は社会全体に大きな影響を与えています。特に人口の高齢化に伴って認知症を患う方々の数が増加し続けていることは深刻な問題です。政府や自治体は、この問題に対応するため様々な政策を推進してきましたが、それでもなお認知症やその前段階である軽度認知障がい（MC I）の早期発見と対応が求められています。

厚生労働省が今年5月に発表した調査によれば、2022年時点で全国に433万人の認知症患者がいると推定されています。これは65歳以上の高齢者の約12%に相当します。この数は今後も増加が予想され、2030年には523万人、2040年には584万人に達し、65歳以上の約15%に及ぶ見込みです。

人口の高齢化とともに、認知症患者の増加は避けられない状況です。2015年公表の推計では、2025年には約700万人の認知症患者が予想されていましたが、最新の調査ではその予測が減少しました。その要因として、喫煙率の低下や高血圧など生活習慣病の改善が影響した可能性が指摘されています。

一方で、認知症の前段階である軽度認知障がい（MC I）についても懸念があります。軽度認知障がいとは、認知機能が低下し、物忘れが増えるものの日常生活にはまだ大きな支障がない状態を指します。しかし、この状態を放置するとやがて認知症に進行するリスクが高まりま

す。

同調査によると、今後、軽度認知障がい患者数は、2030年には593万人、2040年には612万人に達すると予測され、1年で5%から10%が認知症へ進行するとされています。しかし、軽度認知障がいであっても、1年で16%から41%は健康な状態に戻ることも判明されています。このように、軽度認知障がいの段階であっても、認知機能の回復が見込まれることから、早期に発見し、早期対応が求められます。

さらに、認知症に関して忘れてならないのが若年性認知症です。若年性認知症とは、65歳以下で発症する認知症のことを指します。若年性認知症患者も増加傾向にあり、特に働き盛りの世代が直面する課題に対するサポート体制の強化が求められています。

年齢による認識のギャップ、仕事や家庭生活への影響、診断を受けることへの抵抗感などから、若年性認知症は診断が遅れることが多く、社会的なサポートがまだ十分に整備されていないため、早期の発見と専門的な支援が非常に重要です。

現在、科学技術と医学の進歩により、軽度認知障がいと認知症との関連性も明確になってきました。認知症を引き起こす病気の60%から70%を占めると言われるアルツハイマー病の原因の一つとして、タンパク質アミロイドベータやタウタンパクといった物質の異常が脳の神経細胞を損傷し、認知機能の低下を引き起こすことがわかっています。

この原因物質を取り除いて進行を抑制する薬として、日本では治療薬レカネマブが昨年12月に承認されました。投与の対象は、早期のアルツハイマー病患者や軽度認知障がいの人に限られていますが、病理的な変化を早期に発見し、適切な対策を講じることで認知症の発症を遅らせることが可能とされています。

このように、認知症は進行性の疾患であるため、早期発見こそが極めて重要だと考えます。初期段階での適切な対応は、患者本人だけでなく、その家族や地域全体にとっても大きな利益をもたらします。そのため、患者とその家族が必要とする支援が重要であり、医療・介護・福祉サービスの連携が不可欠となります。さらに、これらのサービスが効果的に機能するためには、地域全体が一体となり、包括的な支援体制を整える必要があります。

政府は、高齢化に伴う認知症患者の増加に対応するため、2015年、新オレンジプランを策定しました。このプランは、認知症の予防と早期発見、そして患者やその家族が安心して生活できる社会の実現を目的としています。具体的には、医療や介護の連携強化、地域での支援体制の整備、認知症に対する社会全体の理解促進など、幅広い取組が行われてきました。

その後、2019年には認知症施策推進総合戦略が策定され、新オレンジプランをさらに発展させました。この戦略では、認知症の予防に加え、社会的包摂の強化が重要な柱とされています。特に軽度認知障がいや若年性認知症に対する早期対応が強調されており、これにより認知症の進行を遅らせ、患者とその家族の生活の質を向上させることが期待されます。また、社

会全体の医療・介護負担の軽減にもつながるとされています。

そして、この認知症施策推進総合戦略を推進するためには、地域社会が果たす役割も非常に重要です。町全体で認知症に対する理解を深め、早期発見のための教育や啓発活動を強化することが求められます。さらに住民同士が支え合うコミュニティづくりは、認知症に対する不安を軽減し、早期発見につながる重要な要素となります。

特に軽度認知障がいや若年性認知症に関する啓発は、一般的に認知症と比べて不十分な状況にあります。これらの認識を向上するためには、若年層から高齢者まで幅広い世代でこれらの認識を広め、早期発見・早期対応を促進することが地域全体の健康を守る上で重要です。

そこで、イ．軽度認知障害（MCI）について、2点お尋ねします。

一つ目として、軽度認知障がいの早期発見が認知症予防や治療につながり、認知症の進行を防ぐと言われていますが、早期発見や予防・移行を遅らせるための取組の現状についてお聞きします。

二つ目として、軽度認知障がいと認知症は、予防や対応策において共通点も多く、連携することでより効果的な支援が可能になると思われませんが、軽度認知障がい患者と認知症患者の両方を対象とした地域包括ケアシステムの構築状況についてお聞きします。

そして、ロ．若年性認知症について、2点お尋ねします。

一つ目として、若年性認知症は働き盛りの世代に発症し、本人のみならずその家族にも大きな影響を与えます。これらの患者とその家族に対しての支援の状況についてお聞きします。

二つ目として、若年性認知症は発症年齢が若いと、仕事や家庭など多方面にわたり影響を及ぼします。このため地域社会との連携が特に重要です。また、若年性認知症に対する理解が不足していると、患者やその家族が孤立する可能性があります。地域全体での理解促進が支援の質を高める鍵となると考えますが、地域社会との連携や理解促進のための取組の現状についてお聞きします。

そして、ハ．今後の対応について、2点お尋ねします。

一つ目として、認知症は発症の年齢にかかわらず、日常生活に大きな影響を及ぼします。特に認知症の方が安全で快適に生活するためには、住居や公共施設のバリアフリー化が不可欠です。現在、各地で様々な取組が進められていますが、その効果と進展状況には地域ごとに差があるのが現状です。そこで、健康福祉の分野において、認知症の方の日常生活を支えるためのバリアフリー化に向けた取組の現状と、自立した生活を維持するための今後の対応についてお聞きします。

二つ目として、昨年6月に成立した認知症基本法は、認知症に対する理解と支援を進めるための重要な法律です。認知症基本法の主な内容としては、認知症に対する基本的な理念の明確化、全国的な施策の推進、そして地域社会における支援体制の整備が挙げられています。今年

1月には施行され、今後は、国において認知症施策基本計画が策定される予定です。また、地方自治体においては、認知症施策の推進計画の策定が努力義務とされていますが、策定に向けた町の考えについてお聞きます。

以上の点について、ご答弁をお願いします。

町長（山村君） ただいま塚田議員さんから1番目の質問としまして、認知症の早期発見と包括的支援についてのご質問をいただきました。イ、ロ、ハといただきました。順次お答え申し上げます。

今いろいろお話も伺いましたけれども、まず認知症というのは誰でもなり得る病気であり、年齢が高くなるほど有病率は上がり、厚生労働省の日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究によりますと、65歳以上の認知症推定患者数は、2025年には約675万人とされており、高齢者の5.4人に1人が認知症を発症すると予測されております。

認知症は、何らかの脳の病気によって記憶力などの認知機能が低下し、仕事や日常生活に支障を来す状態がおよそ6か月以上継続していることをいい、一方で軽度認知障がい、これはMCIです。これはMild Cognitive Impairmentということで、認知症のマイルドな状態なんですけれども、この軽度認知症障がい（MCI）とは、認知症の前段階の状態とされております。

このMCIは大きく二分され、主に物忘れの症状が見られる健忘型と注意力や遂行力などの記憶力以外の認知機能が低下する非健忘型があり、いずれもそのままの状態が長く続くとアルツハイマー型認知症や前頭側頭型認知症などに進行する傾向があると言われておりますが、適切に予防することで健常な状態に戻る可能性があることから、その対策が重要となっているところであります。

このような認知機能の低下が進むと、複雑な作業が苦手になるなどの変化が見られるようになりますが、本人や家族に多少の自覚はあるものの、日常生活への影響も少なく、この段階で高齢者に関する支援を行う地域包括支援センターなどの機関への相談や医療機関への受診はほとんどなく、早期発見にはつながりにくいという状況にあります。

ご質問の早期発見や予防、移行を遅らせるための取組につきましては、まずは周囲の人がいち早く変化に気づくこと、そして小さなことでも専門医やかかりつけ医に相談するということが大切であります。

また、健康であっても、日頃から運動不足の解消や、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、食習慣の見直しなどの予防対策を行うことが認知症にならないための心身を維持し、認知症になっても進行を遅らせることにも効果的な取組となっております。

そのため、町でも保健センターにおきまして、令和3年度から認知症予防に関する教室を継続しており、今年度は食と運動による血流の改善を目的に、血流をよくする体操や血圧測定の

実施など予防法等の学習として、５月から１月まで、毎月１回、血流アップからだづくり講座を開催しております。

また、町社会福祉協議会では、ストレッチ体操やレクリエーション活動など、高齢者の方が体を動かすだけでなく、交流の場として積極的な参加をいただいているいきがい広場を実施しているところであります。

続きまして、MC I 患者と認知症患者の両方を対象とした地域包括ケアシステムの構築状況についてであります。MC I 及び認知症と診断された方を含む高齢者を支える仕組みとして、町では地域包括支援センターが拠点となり、医療機関や介護保険サービス提供事業所、ケアマネジャー、社会福祉協議会のほか、民生委員の方などにも加わっていただき、総合的な相談や連携による支援に取り組んでおります。

今後もさらなる地域包括ケア体制の充実に向けて、関係機関がそれぞれの持つ専門分野における機能を発揮し、医療と介護の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、若年性認知症についてであります。若年性認知症は、６５歳未満で認知障がいを発症するもので、働き盛りの世代に発症するため、家庭生活への影響が大きく、経済的に困難な状況になることや、家族に与える心理的影響も大きいと考えられており、特に本人が認知症によるものだと思わずに済まないことや、疲れ・更年期障がい、あるいは鬱病などほかの病気との思い込みから、認知症の発見が遅れ、症状が目立つようになってようやく診断された例も少なくないと言われております。

ご質問の患者や家族に対しての支援の状況といたしましては、地域包括支援センターあるいは保健センターにご相談いただく中で、不安を抱える方の困り事をよくお聞きし、状況を把握した上で関係機関との連携など、適切な支援へつなげるとともに、介護保険のサービスや障がい福祉サービスのご案内をしております。

続いて、地域社会との連携や理解促進のための取組の現状についてであります。認知症になりたくないと思う多くの高齢者の方から、認知症とはどのような疾患なのか、また予防するためにはどうしたらよいのか知りたいとの声が寄せられております。

町では、若年性認知症を含め、高齢者の健康や介護予防について知っていただく機会として、広く参加を呼びかける講座の開催とは別に、地域やグループ活動の場へ保健師や管理栄養士、社会福祉士などが伺い、希望に添ったテーマで認知症に関する疾患や、体操、食事の改善による予防効果などを、出前講座として実施しているところでもあります。

次に、ハの今後の対応についてのご質問のうち認知症の方の日常生活におけるバリアフリー化に向けた取組の現状と今後の対応はについてお答えいたします。

認知症のバリアフリーとは、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らし、認知症の人やそのご家族が安心して店舗

やサービスなどを利用できる環境の提供など、企業や団体と連携し社会全体で支え合う取組とされているほか、認知症など障がいのある人が安心して社会参加できるよう、様々な特性を持つ人を受け入れ、全ての人々が相互に理解を深め支え合うこととされております。

町では、認知症の方を含めた高齢者の住まいにおけるバリアフリーといたしまして、要介護認定を受けた方には、住環境を整え、安全・快適に在宅での自立した生活を送るために、屋内外の手すりの取付けや、足元の段差で転倒することがないようにフラットにするなどの住宅改修費の支給を行っております。

また、認知症に対する理解と支援という面では、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けを行う認知症サポーターを増やしていく養成講座を実施しており、昨年度は初めて中学校の生徒さんを対象に、福祉学習の中で認知症に関する知識を深めていただきました。

そして、今後の対応といたしましては、引き続き認知症を含む高齢者の方やそのご家族に寄り添ったサービス利用のご案内を行うとともに、住民への認知症に関する正しい知識と理解の促進・普及に努めてまいりたいと考えております。

最後に、認知症施策推進計画の策定についての考えはとのご質問であります。この計画の基となる共生社会の実現を推進するための認知症基本法は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力あふれる社会の実現を目的に、本年1月に施行されたところであります。

また、法に基づき国が策定する認知症施策推進基本計画の案が示される中、国と地方が一体となり、共生社会の実現に向け認知症施策を推進していくものとされ、認知症の人の意向を十分に尊重し、保健医療・福祉サービスが切れ目なく提供されること、またその家族等に対する適切な支援などが基本理念とされ、認知症の人などが生活する地域で具体的な施策を実施することが、地方公共団体の重要な役割であると明記されており、市町村においては計画策定が努力義務とされることが示されております。

町におきましては、まずは今後策定される国や県の方針、具体的な施策等を踏まえながら、認知症の方の人権や尊厳を尊重し、地域で安心して自分らしく自分の人生を大切に生活できるような社会の実現に向け、地域の実情に応じた事業を推進してまいりたいと考えております。

3番（塚田さん） ありがとうございます。町として認知症や軽度認知障がい（MC I）、若年性認知症への対応が進められていることを理解しました。しかし、認知症の早期発見や予防に向けたさらなる取組が必要であると感じています。

現在、多くの方が自分の症状に不安を感じながらも医療機関への受診に踏み切れない、家族や友人が気づいていても検査を勧めにくいという現状があります。このような中で、いくつかの自治体では、もの忘れ検診という制度を導入しています。

もの忘れ検診は、住民が自己負担なく、地域のかかりつけ医などで簡易検査を受けることができ、認知機能の低下が疑われる場合には専門医を紹介し、適切な診断と治療につなげられています。また、経過観察が必要とされた方やそのご家族に対しては、かかりつけ医が地域包括支援センターと連携し、フォローアップを行う体制が整っています。

このため、町全体で認知症に対する理解を深めると同時に、住民が気軽に受けられるもの忘れ検診の導入を提案いたします。この検診を通じて、軽度認知障がい早期発見を促し、適切な医療と介護につなげることで町全体の医療・介護負担を軽減し、住民の生活の質を向上させることができると考えます。坂城町でも実施についての検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2. 子ども・子育て支援について。

幼児期は、子どもたちが明るい未来を描き、健やかに成長するために極めて重要な時期です。この時期は、身体的な成長だけでなく、知的・感情的な発達、人間関係の形成においても大きな進展が見られ、生涯にわたる人格形成の基礎が築かれます。

特に幼児期に経験する遊びや生活を通じて子どもたちは情緒や社会性を養い、自発的な活動を通じて世界を理解し、自らの生きる力を育んでいきます。幼児教育は、家庭、地域、教育、保育施設などあらゆる環境で行われるものであり、子どもたちが安心して自己を表現し、成長できる環境の整備が不可欠です。

特に就学前の施設における幼児教育は、周囲の環境を通じて行われることが基本であり、子どもたちが人や物、自然と積極的に関わることで豊かな経験を積み重ねていきます。また、子どもたちが健全な成長を遂げるためには、周りの大人が子どもたちの興味や関心を肯定的に受け止め、支え、自己肯定感を育むことが大切です。このような経験が困難に直面したときにも挑戦し続ける意欲や、他者との信頼関係を築く力につながっていきます。

幼児教育の目指す方向は、子ども一人一人の個性や興味を尊重しつつ、調和の取れた発達を促進し、将来にわたる豊かな人間形成の基礎を築くことです。このため、保育・教育施設や家庭・地域が連携し、子どもたちに適切な環境を提供し続けることが重要となります。

国の就学前教育の取組として、平成27年に導入された子ども・子育て支援新制度は、幼児教育や保育、そして地域での子ども・子育て支援を総合的に推進するために設立されました。この制度では、量と質の両方の面から子育てを社会全体で支えようという考えが基本となっています。

さらに、平成30年に策定された第3期教育振興基本計画では、幼児教育の質を高めることや、就学前教育から高等教育までの連携の強化が重要な課題として挙げられています。特に未来に向けた技術の進化を見据えて、幼児期からの教育が人生100年時代を生き抜くために必要な力を育てる一環として強調されています。

この基本計画では、2030年以降の社会に向けた教育の重点課題として、超スマート社会の実現を支える技術革新が進む中で、人づくり革命と生産性革命を通じて、若年期の教育や生涯にわたる学びと能力の向上が求められています。そして、教育を通じて誰もが持つ可能性やチャンスを最大限に引き出すことが今後の教育政策の中心として挙げられています。

令和2年には幼児教育の質の向上について議論され、保育士や教職員の資質向上、保育環境の改善が強化されました。同時に幼稚園や保育園での子どもたちの体験をより豊かにすることが重要視されています。

平成27年に導入された子ども・子育て支援新制度により、幼児期の保育と教育に大きな変化が起きました。以前は、幼稚園は教育を行う場所、保育園は保育を必要とする子どもを預かる場所という明確な区分がありましたが、現在では、その境界が薄れつつあります。多くの幼稚園で預かり保育が行われ、一部の保育園でも教育プログラムを取り入れられ、互いの役割を補完し合う形になっています。

この変化の中で、全国的には幼保一元化を目的とした認定こども園も増加しています。町内でも保育と教育を融合させたサービスが重要な役割を果たしており、特に私立幼稚園や保育施設は、地域のニーズに対応した柔軟な運営を行っています。

町内の私立幼稚園は、令和2年に経営の安定化を目指し施設型給付に移行し、公的支援を受けながら運営されています。これは厚生労働省が定めた制度で、ほかの児童福祉施設と同様に運営費や保育料の支援を受け、地域における持続可能な保育・教育サービスの提供を可能にしています。

また、全国的に保育施設の質の向上が求められる中、町内外の施設も基準の厳格化に対応し、保育士の配置基準の見直しや研修制度の充実に取り組んでいます。これにより、子どもたち一人一人に対するケアの質が向上し、発達障がいのある子どもの受入れや、保護者支援を必要とする家庭へのサポートも強化されています。

さらに、町内外の私立幼稚園では、早朝保育や夕方保育、長期保育など、保護者の多様なニーズに応えるための取組も進められ、地域と連携しながら柔軟な対応をしています。このように、町内外の保育・教育施設が地域の子育て支援において重要な役割を果たす中、幼児期からの一貫した教育とケアを提供するためには、幼稚園・保育園と小学校の連携がますます重要となっています。

令和3年5月、文部科学省は、幼児教育が将来にわたる人格形成の基礎を築くという考えの下、社会全体で未来を担う子どもたちを支え、幼児教育を通じて生活や学習の基盤をつくり、小学校へのスムーズな移行を目指して、幼児教育スタートプランを策定しました。

令和4年3月には、文部科学省が幼児教育スタートプランに基づく「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」を発表しました。5歳児から小学校1年生の2年間で

架け橋期とし、この時期の子どもの成長を切れ目なく支えることが重要とされています。また、子どもの発達段階に応じた特性を理解し、学びの連続性を意識しながら教育の内容や方法を工夫することが求められています。

そこで、イ．小学校以降の学びを見据えた幼児教育・保育について、3点お尋ねします。

一つ目として、地域社会における子育て支援は、多様な教育機関によって支えられています。その中で、私立幼稚園は、その特色や専門性を生かしながら、地域の子どもたちに重要な教育機会を提供し、地域の子育ての中心となる取組を行っていますが、町内外の私立幼稚園が町の子育て支援において果たしている役割をどう据えているかお聞きます。

二つ目として、幼児教育・保育、小学校教育の各段階がスムーズに連携することは、子どもたちの成長にとって重要です。この連携を推進するためにどのような働きかけが行われているのか、また、その現状についてお聞きます。

三つ目として、子育て中の保護者が直面する様々な課題に対し、地域や行政の支援は非常に重要です。保護者が安心して子育てできるようにするための支援策の状況についてお聞きます。

そして、ロ．今後の子ども・子育て支援事業についてお尋ねします。

政府は、令和8年度からこども誰でも通園制度（仮称）の本格的な導入を目指しています。この制度は、保護者の就労有無にかかわらず、ゼロ歳6か月から2歳の未就園児が保育園や幼稚園、地域の子育て支援施設を時間単位で利用できる制度です。令和5年6月に、こども未来戦略方針に基づき、既に31自治体でモデル事業がスタートしており、2024年度には約150自治体に拡大される予定です。本格実施に向け、各地で準備が進められており、長野市内では四つの施設で体制が整えられつつあります。従来の保育施設利用は、保護者の就労条件を満たす必要がありましたが、この新制度では、専業主婦も含め、理由を問わず利用できる点が大きな特徴です。

こども誰でも通園制度と似た制度に一時預かり事業があります。どちらも一時的に子どもを預かるという点では共通していますが、こども誰でも通園制度は、利用目的を問わず1か月最大10時間まで利用でき、料金は1時間300円から400円程度です。将来的には全ての自治体で給付事業として実施される予定です。

未就園児を育てる家庭への調査では、核家族化や地域のつながりが薄れたことによる育児の孤立や不安が指摘されています。しかし、こども誰でも通園制度の導入により、こうした育児の孤立や不安が軽減されることが期待されています。さらに、子どもたちは家庭以外の環境で新たな経験を積むことができ、保護者も一時的に育児から開放される時間を持つことができるようになります。

一方で、モデル事業を実施している地域からは、保育士不足や業務負担の増加が懸念されて

います。短時間で子どもに安全な保育を提供するには限界があり、保護者も希望する日時に利用できるか、また育児負担の軽減が期待どおりに進むかについて不安を抱えています。このような問題を解消するためには、保育士の確保や施設環境の整備が求められています。

そこで、こども誰でも通園制度（仮称）について、4点お尋ねします。

一つ目として、町内の未就園児数についてお聞きします。

二つ目として、こども誰でも通園制度に向けた準備の状況についてお聞きします。

三つ目として、制度に対する保護者や保育関係者への周知と意見集約とその対応についてお聞きします。

四つ目として、子どもたちが健やかに成長し、未来の社会で活躍できるよう、質の高い教育・保育環境の整備は欠かせません。特に未就園児期からの適切な保育と教育は、将来の発達に大きな影響を与える重要な要素です。また、地域全体で子育てを支える体制を整えることは、保護者の不安軽減や子育ての孤立防止にもつながります。こうした背景を踏まえ、町がどのように教育・保育環境の充実を目指しているのかについてお聞きします。

そして、最後にもう1点お尋ねします。第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、保護者や地域住民を対象にしたアンケート調査が行われたと伺っています。このアンケートにおいて、保育園、幼稚園、児童館などの受入れ体制に関して、どのような意見や要望が寄せられたのでしょうか。また、寄せられた意見や要望に対して、町としてどのようにフィードバックを行い、住民の声を施策に反映させていくのかについてお聞きします。

以上の点についてご答弁をお願いします。

子ども支援室長（橋本君） 2. 子ども・子育て支援についてのご質問に順次お答えいたします。

最初に、イ. 小学校以降の学びを見据えた幼児教育・保育についての私立幼稚園の子育て支援における役割につきましてお答えいたします。

幼児期は、心身、意欲、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、生活や遊びといった直接・具体的な体験を通じて、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を獲得していく時期があります。

また、人間関係の面でも日々急速に成長する時期であるため、幼児期の経験は将来充実した生活を送る上で不可欠であるとされております。

こうした、大切な幼児期を過ごす場の一つが幼稚園であります。幼稚園につきましては、学校教育法において、小中学校や高等学校などと同様に、学校として位置づけられ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することと、その目的が規定され、小学校以降の生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての役割を担っております。

また、幼稚園教育は、幼児期の発達の特性に照らして、幼児の自発的な遊びを重要な学習として位置づけ、国が定める幼稚園教育要領に従って教育課程が編成され、適切な施設設備の下に教育の専門家である教員による組織的、計画的な指導が行われているところでもあります。

町といたしましても、幼児期において自発性・主体性・自立性を育む教育は非常に重要であると捉えており、それぞれの特色を生かした創意工夫あふれる幼児教育を実施されている私立幼稚園は、町の保育園同様、小学校就学前の子育て支援の場として、必要不可欠な役割を担っていただいていると考えていることから、町の第6次長期総合計画におきましても、安定的、継続的な運営が行われるよう、施設給付型の幼稚園の支援を図ることとしているところでもあります。

また、町の子育て支援の総合的な計画であります、第2期子ども・子育て支援事業計画におきましては、安心して子どもを預けることができる環境を整えるため、幼児期の教育・保育の利用量の見込みに関して、保育園同様、幼稚園につきましても、ニーズ調査を踏まえて、適切に需要に対応できるよう供給量の確保を目指すこととしております。

今後も町では、私立幼稚園を子育て支援の重要な実施機関として捉え、運営費の財政支援をはじめ、幼稚園での発達相談や町の教育コーディネーターによる指導助言などを通じて、子どもの健やかな成長を支える体制づくりを共に構築してまいりたいと考えております。

続きまして、幼保小の連携の働きかけの現状につきましては、「坂城の子は坂城で育てる」をスローガンに、出生から就学期前、小中学校、高校、そして就労までと、子どもの成長過程に合わせた、切れ目のない一貫した子育て支援を目指して取り組んでいるところでもあります。

中でも、幼稚園や保育園から小学校への進学期においての子どもの視点に立った適正な学びの場へのスムーズな移行は、特に重要な節目であると認識しております。

そこで、町内在住の全ての年中児を対象とした発達相談事業の「5歳児すくすく相談」や、町内幼稚園と保育園において年長児を対象とした発達フォロー事業であります「6歳児すくすくランド事業」を通じて、子どもたちがそれぞれの個性や特徴を大切しながら、健やかに成長し、持っている力を十分に発揮できるように、一人一人に応じた育ちを応援し、発達段階に応じた活動を園生活で取り入れていただくことで、行動の改善を促し、達成感や自信が持てるよう育ちの支援をしております。

このほか、子どもの適切な就学の場について助言をする、就学支援委員会におきましても、幼稚園や保育園の様子を確認する中で、その子に合った学びの場を提案し、就学前には保護者と幼稚園、保育園、学校関係者による移行支援会議を個別に実施し、必要に応じて本人をはじめ、関係者で学校見学を実施するなど、小学校への就学に向け、より丁寧に連携を図っているところでもあります。

さらに、幼稚園・保育園への教育コーディネーターや教育・心理カウンセラーの訪問指導や、

子育て支援センターの相談員の巡回訪問などを通じ、保護者や幼稚園教諭、保育士への助言指導等も円滑な小学校就学に向けた取組として実施しているところであります。

次に、子育て中の保護者に対しての支援の状況につきましては、昨今、家庭の多様化が進む中、子育ての心理的不安や悩みを解消し、子育て家庭の社会的な孤立などを防止することが求められております。

そのため、町では子育てに関する包括的な相談支援体制を確立し、妊娠・周産期から青少年期までを子どもの年齢や状況に応じ、切れ目のない支援と情報を提供するため、保健や福祉、教育、医療など関係機関が連携して子育て支援に取り組んでいるところであります。

具体的な取組として、まず、乳幼児期は、生後2か月での家庭への新生児訪問に始まり、3歳児の健康診査に至るまで、保健センターにおいて医師や保健師等による、年齢ごとの定期的な健診を行っているところであります。

また、発達に不安を感じる際には、公認心理師による個別相談を実施するほか、親子はぐはぐ教室に参加していただく中で、集団による遊びを通して発達を促し、言語聴覚士・作業療法士などの専門家からのアドバイスを行うなど、保護者に寄り添いながら支援を行っているところであります。

子育てに関する総合相談窓口であります子育て支援センターでは、保護者から寄せられる様々な相談について、常駐する公認心理師や家庭児童相談員、保育士が相談に応じ、必要とする支援につなげられるよう努めているところであります。

また、先ほども申し上げました「すくすく相談」や「すくすくランド」など、子ども一人一人に応じたきめ細かな発達フォローも行っているところであります。

さらに、町独自の取組として、平成25年度から教育コーディネーターを、27年度からは公認心理師の資格を持つ教育・心理カウンセラーを教育委員会に配置し、子どもだけでなく保護者も対象として、専門的視点のカウンセリングが受けられる体制を整えております。

こうした取組のほか、不妊・不育症治療費の助成といった出生前の支援をはじめとして、第3子以降の保育料・保育園副食費・学校給食費の無償化のほか、町奨学金制度の拡充、医療費を高校卒業まで助成するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減にも努めているところであります。

次に、ロ、今後の子ども・子育て支援事業についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、町内の未就園児数ですが、ご質問のこども誰でも通園制度の対象となります生後6か月から3歳未満児のうち、未就園児数は、4月1日時点で79名でございます。

次に、こども誰でも通園制度のご質問ですが、こども誰でも通園制度は、令和5年6月に閣議決定されたこども未来戦略方針において、零歳から2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見が

あることを踏まえまして、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、一月の中で一定時間まで利用可能な枠を設け、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として創設することとされ、全ての市町村で令和８年度から実施するものとされたものでございます。

このこども誰でも通園制度の準備の状況といたしましては、令和８年度の実施に向け、国から制度の概要や意義、留意点などの情報が随時提供されている段階で、今後は、現在、全国１１５自治体で実施されている試行的事業の状況などについての情報収集や、制度実施に向けた検討を行い、当町における円滑な制度の実施に向け準備してまいりたいと考えております。

次に、制度に対する保護者や保育関係者の周知と意見集約についてのご質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、当該制度の目的は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備し、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することにあります。

したがいまして、当該制度の対象であります未就園児の保護者には、制度の趣旨を伝え、適切に制度を利用していただけるよう、例えば乳幼児家庭訪問の際や、健診の際などに周知を図っていく必要があると考えております。

同時に、受け入れる側の保育関係者にも、制度の趣旨を十分理解し、円滑に制度を運用できるよう、当該制度の課題として挙げられている、時間単位で預けられる子どもの気持ちや、限られた時間の中で質の高い保育をどう提供していくか、また、保育士の確保等について、園長会などにおいて協議してまいりたいと考えております。

続きまして、町が目指す教育・保育環境の充実といたしましては、この制度は、町が目指す出生からの切れ目のない支援に大きく寄与する制度になると捉えております。

具体的には、未就園児の保護者の孤立化の防止や育児負担の軽減、リフレッシュに加え、保育士からの助言が受けられる、また、子どもたちにとっても集団遊びの経験による発育の効果があるものと期待しており、そのほかにも、この当該制度を利用いただくことで、発育の観察などを通じ、未就園児の教育・保育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、アンケート調査についてのご質問ですが、このアンケート調査は、令和７年度からの５年間を計画期間とする第３期坂城町子ども・子育て支援事業計画の策定のための基礎資料として昨年度実施したもので、現在、集計結果の精査を行っている段階で、今後、アンケート結果などに基づく計画素案を作成した後、町の子育て支援の関係者の方々に構成される子ども・子育て会議にお諮りし、今年度中の策定を目指しております。

どのような意見が寄せられたかなど、アンケート結果の詳細は、ホームページなどを通じて計画の中で公表してまいりたいと考えておりますが、大まかな傾向といたしまして、前回の調

査に比べ、就学前の子どものいる家庭、小学校就学児童のいる家庭ともに母親の就労率が高くなっており、保育園や幼稚園の利用割合が増加しております。

これらのことから、子どもの人口が減少している中ではありますが、幼稚園や保育園、児童館は、引き続き一定の需要が見込まれると考えられますので、計画策定にあたりましては、寄せられた意見や要望も踏まえながら利用ニーズを確保し、子どもや保護者が安心して利用できる環境を整えるよう、適切な目標の設定をし、計画にフィードバックし、施策に反映させていく必要があると考えているところでございます。

3 番（塚田さん） ありがとうございます。現場で実際に取り組まれている具体的な事例や今後の方針について確認できました。子育て支援に加え、幼児教育の充実は、子どもたちが小学校以降の学びをスムーズに進めるために極めて重要な要素です。特に幼児期における教育環境の質を高めることが、子どもたちの将来の成長に大きな影響を与えることを改めて感じております。また、保護者の意見や要望をしっかりと反映し、さらなる支援と教育環境の整備を進めていただきたいと思います。

一方で、幼保小の連携強化や保護者への支援を一層効果的に進めるため、今後も柔軟な対応と継続的な改善が必要であると考えています。

最後に、子どもたちが安心して大人になりたいと思えるまちづくり、そして夢を持って、安心して成長していける社会を実現することを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時49分～再開 午前 9時59分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、6番 宮入健誠議員の質問を許します。

6 番（宮入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問をいたします。

改めまして、おはようございます。6月の第2回定例会からあっという間に時間が経過し、今回9月の第3回定例会を迎えました。この短い3か月の間に、日本国内だけでなくアメリカ、ヨーロッパにおいても様々な動向が見られました。

まず、7月30日の日本経済新聞は、米、店頭で購入制限もと題して米の取引価格が冷夏による凶作で品薄になった1993年から1994年のいわゆる平成の米騒動以来、およそ30年ぶりの高値をつけました。これは昨年夏の猛暑の影響で品質の高い米の流通量が減り、卸会社は手元在庫が不足しているとのこと。最近では、スーパー等の店頭から米がなくなるといった話も聞かれる状況です。

同様に、8月24日の信濃毎日新聞によると、米高騰との見出しで総務省が23日に発表した7月の全国消費者物価指数で米類が前年同月比17.2%上がり、20年ぶりの上昇率と

なつたと報じました。このことは、さきの日本経済新聞と同様に、昨年夏の猛暑で米に高温障害が発生し、市場に出回る量が減少したことや、今年の新米がまだ本格的に流通していないことなどから、需給が逼迫して在庫の不足と価格も高騰に至った。

次に、6月29日の信濃毎日新聞に、歴代33代で女性で初の検事総長に畝本直美さんが起用されると報じました。このことは、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）では、4月に日弁連として初の女性会長に渚上玲子氏が就任しており、女性トップが出ていないのは最高裁だけとなりました。いずれにしても、ますます女性の活躍の場が広がったと感じました。

次に、7月3日から新しい紙幣の発行が始まりました。一万円札は日本の資本主義の父とされる実業家の渋沢栄一、五千円札は女性の地位向上に尽力した津田梅子、千円札には破傷風の治療法を確立した微生物学者の北里柴三郎がそれぞれの顔となりました。最近のキャッシュレスの時代の中、紙幣の印刷は2004年以来、約20年ぶりで、今回は特に偽造防止等が採用されているとのことでもあります。

次に、現地7月26日にフランス全土を会場としたパリオリンピックが100年ぶり、三度目の大会として開幕しました。日程は17日間で、今回のスローガンは「広く開かれた大会」を掲げ、日本人選手団は、オリンピック最多の400人を超えるアスリートが日の丸を背負って参加しました。3年前の東京オリンピックは、コロナウイルス下で原則無観客の開催でありましたが、今回は熱気にあふれた大会となりました。次回は、2028年にアメリカ、ロサンゼルスでの開催となります。

次に、8月2日の日本経済新聞によりますと、気象庁は今年7月の日本国内の平均気温が平年よりも2.16度高く、統計を始めた1898年以降で最も高かったと発表しました。また、記録的猛暑となった昨年、2023年の7月は平年比プラス1.91度を上回り、2年連続で過去最高を更新しました。その中で、7月29日には国内過去最高の41.1度に迫る41.0度を栃木県佐野市で観測いたしました。総務省、消防庁によると、7月1日から28日の間に、全国で3万人以上が熱中症で緊急搬送されたとのことでもあります。9月に入りましたが、楽観せずに水分補給をはじめ、健康管理には十分な配慮が必要かと思います。

次に、信濃毎日新聞は、8月8日、午後4時43分頃に発生しました宮崎県南部での震度6弱の地震について、以下のとおりの内容を報じました。震源地は南海トラフ巨大地震の想定震源域内で、気象庁は有識者で構成する評価検討会を臨時開催いたしました。発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっているとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表いたしました。最大規模の地震が発生した場合、関東から九州にかけての広範囲で強い揺れ、関東から沖縄にかけての太平洋沿岸で高い津波が想定されるとして、1週間程度注意するよう呼びかけました。

臨時情報は、南海トラフ地震に関する情報（臨時）として2017年11月に運用を開始し、

2019年に南海トラフ地震臨時情報と名称が変わり、現在の基準に改定されました。また、臨時情報の発表は、今回初めて発信されました。

南海トラフ巨大地震をめぐって、県内では南海トラフ地震対策の特別措置法に基づく防災対策推進地域には、飯田、下伊那、上伊那、諏訪地域の全域などの34の市町村が指定され、発生時に震度6以上の揺れが想定されております。

動向の結びといたしまして、11月5日に投票を迎えますアメリカ大統領選挙は、日本経済に及ぼす影響が大きいとされる中、7月21日に現職のバイデン大統領が選挙戦からの撤退を表明し、民主党は8月6日にカマラ・ハリス氏を大統領候補に正式指名しました。このことから、当初とは構図が大きく変わった選挙戦となります。

日本国内においては、8月14日に岸田首相が総裁選への不出馬を表明し、日米ともに新しい顔のリーダーが誕生する運びとなりました。

以上申し上げました動向内容は、直接的、間接的に町並びに町内企業にも影響があると考え、述べさせていただきました。相変わらず先が見えない情勢が多い中、今年も残すところ4か月を切りましたが、日本経済が発展することを願ひまして、以下の一般質問をさせていただきたいと思います。

1. 新複合施設について

新複合施設は、老朽化が進む保健センターと老人福祉センターの統合整備のほか、子育て支援や図書館の一部機能を併せ持つ全世代の健康、福祉、交流の拠点を目的に、令和8年度に建設、令和9年供用開始の計画がなされております。その骨格となります保健センターと老人福祉センターについて調べてみました。

保健センターは、住民に対し健康相談、保健指導及び健康診査、その他地域保健に関し、必要な事業を行うことを目的とする施設とされ、業務の概要は、健康増進の普及及び啓発、保健指導及び栄養指導、体力測定、衛生教育及び健康相談、健康診査及び予防接種、保健衛生活動のための施設及び設備の供与に関する事等で、昭和54年、1979年に建設され、経過年数は45年、耐震基準は旧基準とされております。

また、老人福祉センターは、老人に関する各種相談に応じるとともに老人の福祉に寄与することを目的とし、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に、昭和50年、1975年に建設され、経過年数は49年、耐震基準は旧基準とされております。

以上のことを含めまして、3件の項目についてお聞きします。

イ. 基本構想・基本計画について

1. 新複合施設に向けたこれまでの経過は。
2. 計画の概要は（目指すものや求めるものは）。

3、基本構想・基本計画を立案する上で、視察研修等はされたのでしょうか。

4、建設委員を公募した目的は。

ロ、基本設計業務に係るプロポーザルについて

1、基本設計業務の委託内容は。

2、プロポーザルに参加した設計事業者数は。

3、どのような審査基準により最優秀提案者（委託業者）が選定されたのか。

ハ、今後の事業推進について

1、建設委員会や住民ワークショップの開催計画は。

2、基本設計における町民への周知（情報発信）の考えは。

3、施工完成までの事業スケジュールは。

以上の質問について答弁をお願いいたします。

町長（山村君） ただいま宮入議員さんから、新複合施設についてということで、イ、ロ、ハとご質問をいただきました。私からは、イの基本構想・基本計画についてと、ハの今後の事業推進についてお答え申し上げまして、ロの基本設計業務に係るプロポーザルについては、担当課長から答弁いたします。

まず、ご質問の新複合施設、それから2番目の質問でご予定されている新リサイクルセンターは、両方とも坂城町にとって非常に重要な大きな施設をこれから令和8年度まで造るという非常に大切な事業であります。私からは、まず新複合施設につきまして、これまでの経過につきましてご説明申し上げたいというふうに思っております。

まず、新複合施設整備につきましては、先ほどお話もありました保健センター及び老人福祉センターの老朽化が進む中、健康づくりに対する意識の高まりや少子高齢化が進む社会情勢を背景として、今後ますます重要性が高まると予想される保健・福祉分野の施策を推進する基幹的な機能や、子どもから高齢者まで多様な世代が集うコミュニティ活動の場、さらには隣接する図書館や文化センター等と連動する交流と生きがいくりの場としての中核的な機能を有する新たな複合施設の創設について、地域の皆さんとともに検討を進めてきたところであります。

また、第6次長期総合計画に掲げた町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を体現する施設として、公共施設個別施設計画にも位置づける中で、事業進捗を図ってきたところであります。

具体的には、令和4年度では、関係課・関係機関による内部検討に加え、保健、福祉、子育て、生涯学習、まちづくり等の各分野に関わる団体の代表者等による保健・福祉等複合施設建設準備委員会を立ち上げ、先進施設の視察等を交えながら、新たな複合施設の方針性についてご意見をいただいたところであります。

令和5年度におきましては、新複合施設のコンセプトとなる基本構想・基本計画の策定に向けて、建設準備委員会から新複合施設建設委員会に移行し、先進施設の視察のほか、計4回の

建設委員会を開催し、建設予定地の用地測量も実施いたしました。

また、建設委員会と並行して、子育て、ボランティア、障がい者、高齢者、中学生、高校生など、分野ごとにワークショップを開催し、新複合施設についての理解を深めていただくとともに、機能や設備等について意見交換を行いました。

建設委員会において、こうしたご意見を踏まえ、新複合施設における活動や施設に求める要件などについて議論を深める中で、基本構想・基本計画の内容について取りまとめていただきました。

今年度につきましては、この基本構想・基本計画にのっとり新複合施設の基本設計を進めるため、7月29日に基本設計業務の委託に係るプロポーザル審査会を実施し、設計業者の選定を行ったところであります。

また、先月28日には、新たな公募委員3名を加えた、今年度第1回目となる建設委員会を開催したところであります。

施設建設に至るまでにはもうしばらく時間を要しますが、町民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、建設委員会の皆さんとともに着実かつ慎重に事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問のありました基本構想・基本計画の概要につきまして、新複合施設が実現を目指すことやそのために施設に求められることなど、基本設計・実施設計を進める上で踏まえるべき四つの部門、これは保健部門、福祉部門、子育て支援部門、交流部門に対応するための基本的な要件を盛り込んだ内容となっております。

まず、新複合施設全体で実現を目指す姿として、保健・福祉・子育て支援・交流という複数の部門の組合せにより、個々の部門だけではなし得ない相乗的な成果を創出することを狙いとした上で、「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながるwell beingの実現空間」を掲げております。

また、新複合施設に求められる要件としては、文化センターや図書館、隣接するコンビニエンスストアなどの周辺施設との関係性や建設予定地における配置などに留意し、その動線や共有駐車場の確保といった一体的なエリア形成による様々な観点について示しているほか、保健、福祉、子育て支援、交流部門それぞれにおいて実現を目指すことや、そのために必要な諸室、部屋ですね。その要件について整理しております。

また、交流部門におきましては、共用・管理部門を兼ねることとして、全体を統括する役割として、各部門との連携や施設の稼働率を高めていくこととしております。

そのほかの要件といたしましては、ユニバーサルデザイン、バリアフリーを考慮し、多様な人が利用し、共存できる施設とすることや、福祉避難所としての機能に対応できるよう災害発生時の電源や水の確保に配慮することのほか、環境への配慮としてZEB、これはNet Z

ero Energy Building、の考え方を取り入れ、施設で消費する年間の一次エネルギーの収支をできるだけゼロに近づけることや地域産材の活用なども視野に入れているところであります。

また、新複合施設は役場から離れた立地となることから、デジタル技術を積極的に活用し、オンライン相談、リモート会議などによる利便性の向上を図ることのほか、よりよい状態で使い続けられる施設となるようランニングコストを抑制した施設とすることなどを掲げております。

また、新複合施設の規模につきましては、延べ床面積の上限を3千平米としており、建物本体の工事費につきましては上限を18億円としているところであります。

次に、視察研修の実施状況であります。新複合施設の建設に向けた先進地の視察研修を、これまで2回実施しております。

令和4年度では、市役所支所、公民館、図書館、子育て支援センターの各機能を備える塩尻市のえんてらすを視察させていただき、5年度では、保健、福祉、医療サービスを一体的に提供している高山村の保健福祉総合センターチャオルの森を視察いたしました。

いずれも施設建設に向けて、施設の構成や運営など、有益なお話をお伺いすることができたほか、具体的な施設を拝見できたことで施設イメージの共有が図られ、基本構想・基本計画の策定においても参考とさせていただいたところであります。

次に、建設委員を公募した目的についてであります。建設委員会につきましては、議会をはじめ、福祉、健康、子育てなど、それぞれの分野で見識をお持ちの方にご参画をいただき、それぞれのお立場からご意見をお聞きしてまいりましたが、町民の皆様の関心も高く、幅広いご意見を基本設計・実施設計に反映させていただくため、公募による新たな委員として3名の方を委嘱させていただきました。

今後も建設委員会のもとより、多くの方からのご意見をお聞きする中で、基本設計をまとめてまいりたいと考えております。

続きまして、ハの今後の事業推進についてのご質問にお答えいたします。

まず、建設委員会や住民ワークショップの開催計画についてであります。今年度基本設計を進めていく上では、基本構想・基本計画をより具現化するため、建設委員会をはじめ、施設利用者など多くの町民の皆様と施設イメージを視覚的に共有する中で、ワークショップの開催などを通じて、意見集約を図ってまいりたいと考えております。

そこで、町といたしましては、各分野における施設利用者の皆様のほか、建設委員の皆様にも加わっていただく中で、10月から11月にかけてワークショップでの意見聴取を進めながら基本設計の素案をまとめ、その後12月末を目途に開催を予定しております建設委員会におきまして、ワークショップにおける意見集約の結果を基に、図面や模型による視覚的な要素を

加えながら、基本設計（案）として施設イメージを共有してまいりたいと考えております。

また、基本設計（案）につきましては、来年の１月から２月にかけて、再度ワークショップを開催し、町民の皆様と施設イメージを再確認する中で、案を完成形に近づけ、来年３月に予定する建設委員会において、基本設計の最終案を取りまとめてまいりたいと考えております。

次に、基本設計における町民への周知の考えであります。広報やホームページによる情報発信のほか、今年度から建設委員会を公開にて開催することとしたところであり、今後も開かれた形での情報発信に努め、新複合施設に対する関心を高めてまいりたいと考えております。

また、基本設計の業務完了後には、町民の皆様に対する説明会を予定しており、新複合施設について広くご理解いただく場づくりも計画しているところであります。

次に、施工完了までの事業スケジュールであります。今年度は施設の概要や機能など大まかな仕様を基本設計に盛り込み、来年度は実施設計として施設建設の施工に向けた詳細設計を実施する予定としております。

令和８年度には新複合施設本体の工事に着手する中で、令和９年度での供用開始を目指すほか、旧施設の解体を含む外構工事や駐車場整備は令和９年度の施工を予定しているところであります。

施設整備の完了までには、まだまだ時間を要しますが、基本構想に掲げております「すべての人が安心できる居場所になると共に、人がつながり、笑顔がつながる、well beingの実現空間」を目指して、町民の皆様のご理解、ご協力をいただく中で、事業推進に努めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（竹内君） 私からは、ロの基本設計業務に係るプロポーザルについてのご質問にお答えいたします。

まず、基本設計業務の委託内容についてのご質問であります。今年度実施する基本設計では、昨年度策定した基本構想・基本計画において示された諸条件を前提として、建物の構造や各部門の配置、必要諸室の大きさなど、新複合施設の基本的な内容を具体的に図面化するとともに、建設工事に要する概算費用の算出について業務委託することとしております。

基本構想・基本計画は、形として視覚的に捉えることが難しいため、基本設計業務においては、平面図、配置図、立面図といった基本設計図のほかに、施設の役割や機能をイメージしやすくするため、建物の外観を描いた外観パース、室内を描いた内観パース、施設全体を見下ろすような視点による鳥瞰パースのほか、立体的な模型などにより、建設委員の皆さんをはじめ、町民の皆さんと施設イメージの共有を図ってまいりたいと考えております。

また、様々な意見を基本設計に反映させるため、業務を受託した設計業者には、建設委員会をはじめ、ワークショップや住民説明会にも参画していただくこととしております。

次に、プロポーザルに参加した設計事業者数であります。設計業者5社に参加をいただいたところでございます。

次に、どのような審査基準により最優秀提案者が選定されたのかとのご質問でございますが、今回のプロポーザル審査会にあたりましては、学識経験者や建築の専門家の方にも加わっていただく中で審査委員会を組織し、配置技術者の技術力、基本設計の参考見積額などの書類審査については、専門家に事前評価をいただいたほか、プロポーザル審査会においては、業務履行方針、6項目の特定テーマに対する技術提案などを評価要領に基づき厳正に審査し、審査委員の評価点が最も高かった設計業者を最優秀提案者として決定したところであります。

なお、6項目の特定テーマにおける評価につきましては、周辺施設との関係性を考慮した敷地の使い方に関する提案では、基本構想・基本計画を踏まえた上で、建物の配置や動線をどう考慮したかといった点、多様な利用者が共存できる空間づくりに関する提案では、各部門の配置やその相関のほか、地形を利用した床面の高さといった観点、各部門の施策の相乗効果を高める空間づくりに関する提案では、基本構想・基本計画に記載されている四つの部門が相乗効果を高められる構造として考慮されているかといった点、基本設計段階における住民ワークショップの実施方法に関する提案では、基本設計における住民参加や利用者の意見集約の手段や方法に対する考え方、新複合施設的环境への配慮に関する考え方では、自然との調和やZEB化への考え、その他の独自提案では、設計業者各社の独創性や経験を生かした設計提案など、項目ごとに基本設計に対する適切なアプローチや一貫性のある提案とされているかなど、共通の評価表に基づき評価をしたところであります。

今回、最優秀提案者となった設計業者につきましては、基本構想に準拠した周辺施設とのつながりがある提案がされていたこと、各部門の独立性を保ちつつ、昔の宿場でとられていた曲尺手という、道路を直角に曲げて意図的に人がにぎわう場所をつくる手法を用いて、各部門をつなぐ結び目としての役割や交流の場づくりについて提案されていたこと、また、住民を巻き込んで基本設計業務を遂行できる柔軟性のあるチーム体制であったことなどが評価されたものであります。

施設建設にあたりましては、あらゆる年齢層の方に親しまれ、楽しみや交流の場であると同時に、悩みや課題解決の場として、多様な方々がそれぞれの目的で利用できるよう対応していく必要があるものと考えておりますので、今後、ワークショップにおける意見聴取や建設委員会における協議を通じ、設計業者との意見のすり合わせや施設イメージの共有を綿密に行う中で基本設計に取り組み、次年度以降、実施設計、建設工事へと着実に進めてまいりたいと考えているところであります。

6番（宮入君） 各項目について、町長並びに担当課長より答弁をいただきました。私は、8月28日に開催されました新複合施設建設委員会に傍聴人として参加いたしました。その中で、

限られた時間ではありましたが、2点ほど感じた点がありましたので、ちょっとここで述べたいと思います。

まず、今回から建設委員会の傍聴人の参加が許可されましたが、配付されました資料は式次第だけで、建設委員に配付されたものと同じ資料は配付されませんでした。今後の委員会においては、情報開示の観点も含めまして、可能な範囲で結構でございますので、委員会の資料を配付していただきたいと。

もう1点ですけれども、私もサラリーマン時代に工場勤務をした中で、工場の建設に携わった経験から、実際にそこで働いていただく社員の方の声をできる限り組み入れ、働きやすい環境を整えたことを記憶しております。今回の複合施設の建設においても、このことはぜひ取り入れていただきたいと思います。

以上、今回の施設が山村町政において後世に残る事業だと思いますので、町民に語り継がれる施設を造る上でも、参考意見として聞き入れていただければと思います。

次の質問に移ります。

2. ごみの資源化について

ごみの資源化についてお聞きする前に、葛尾組合と関連する施設の歴史について調べてみました。葛尾施設は、昭和41年1月10日、1市3町（更埴市、戸倉町、上山田町、坂城町）の一部事務組合として発足し、ごみ処理施設をはじめ、葬祭施設、危険物処理施設並びに霊園事業といった基幹的な住民サービスを担ってまいりました。この間、1市2町の合併を経て、現在は千曲市と坂城町で構成されております。

その中で、ごみ処理施設につきましては昭和42年度に建設されましたが、ごみの増大に伴う処理能力増強のため、昭和54年度に新たなごみ処理施設を建設し、日当たり80トンの処理能力を持つ施設として、平成11年までの20年余りにわたり快適な生活環境の維持を図ってまいりました。

その後、平成12年には大規模改修を行うなど、随時更新しながら事業を運営してきた。しかし、施設の老朽化のため、令和3年に長野広域連合が運営するちくま環境エネルギーセンターに可燃ごみ焼却事業が移管されるまで、42年間稼働を続けて令和3年12月に閉炉となりました。また、現在、上山田にあります不燃ごみ及び資源物処理施設は、昭和45年に建設され、既に53年が経過して老朽化が著しい状況にあるとお聞きしております。

以上の背景を含めまして、3点の項目についてお聞きします。

イ. 資源物のリサイクルについて

1、プラスチックに係る資源環境の促進等に関する法律（プラスチック新法）の制定により、プラスチックの収集はどのように変わのでしょうか。

ロ. 葛尾組合新リサイクルセンターの建設について

- 1、リサイクルセンターの果たす役割について。
- 2、これまでの建設に関わる経過について。
- 3、工事事業者の選定方法は。
- 4、現在の建設の進行状況と今後の予定について。

ハ、不燃物の処理について

- 1、缶、瓶、ペットボトルなどの回収について。
- 2、上山田の不燃物処理場について。

以上の質問について答弁をお願いします。

住民環境課長（山下君） 2のごみの資源化についてのご質問に順次お答えいたします。

最初に、イの資源物のリサイクルについてでございますが、高度成長期以降の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムによって生み出された廃棄物は増加の一途をたどり、廃棄物を埋め立てる最終処分場が数年後には足りなくなるといった事態が想定されたことから、廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルすることによって廃棄物の減量を図る容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法が平成7年6月に制定され、家庭の一般廃棄物として排出される容器や包装を再商品化するシステムを構築することとなりました。

容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物の処理について、消費者には排出の抑制及び分別しての排出を、自治体には分別収集を、事業者には再商品化、リサイクルをという3者の役割分担を定め、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことを義務づけたものであります。

そして、プラスチック使用製品の設計から同製品廃棄物の処理まで、消費者、自治体、事業者が連携し、資源循環の取組を促進することを目的とするプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆる新プラスチック法が令和4年4月に施行されました。

ご質問のプラスチックの収集がどのように変わるかにつきましては、法の施行により、従来のプラスチック製容器包装に加え、新たに製品プラスチックの収集を行うこととなりますが、収集方法につきましては、新プラスチック法に対応した製品プラスチックの処理工程を整備する葛尾組合リサイクルセンターの稼働に合わせた、令和9年度からの収集開始に向けて、葛尾組合や千曲市と協議を行い、検討を進めているところで、住民の皆様には、決定次第、説明会などを通じお知らせしてまいります。

次に、ロの葛尾組合新リサイクルセンターの建設について、リサイクルセンターの果たす役割につきまして、お答えいたします。

葛尾組合は、昭和41年に更埴市、戸倉町、上山田町及び坂城町の1市3町により設立され、ごみ処理、葬祭施設運営、霊園管理といった住民サービスを担ってまいりました。

このうち、ごみ焼却事業は、令和4年6月に長野広域連合が運営するちくま環境エネルギーセンターに移管されたところでありますが、ごみの地域内処理の原則により、不燃ごみ及び資源ごみ、プラスチック類については、引き続き、坂城町と千曲市上山田にある葛尾組合施設にて資源化处理を行っております。

葛尾組合リサイクルセンターは、老朽化した上山田不燃物処理場を集約することで、不燃ごみ及び資源物の安定処理が図られるとともに、新プラスチック法に対応し、製品プラスチックを含むプラスチック類の新たな資源循環の推進に向けて、閉炉したごみ焼却施設を解体撤去し、SDGsの達成やカーボンニュートラルの実現を目的とするものであります。

また、葛尾組合リサイクルセンターのこれまでの建設に係る経緯につきましては、葛尾組合では令和元年度に組合議会全員協議会において、閉炉後の廃棄物焼却炉を解体撤去するとともに跡地に新たな廃棄物処理施設を整備し、資源物処理及び不燃物処理を同一敷地内で一体的な管理・運営を行い、業務の効率化を図る方針が承認されております。

2年度には、葛尾組合循環型社会形成推進地域計画を策定し、3年度には、長野広域連合による長野地域循環型社会形成推進地域計画の中に位置づけ、4年度には、葛尾組合マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画が策定され、施設整備に係る基本方針が定められております。

この間、葛尾組合と千曲市・坂城町の担当課長及び担当係による市町会議において、複数回、基本計画策定の協議が行われてまいりました。

次に、工事事業者の選定方法についてお答えします。

4年度に策定された葛尾組合マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画に基づき、昨年度は、葛尾組合リサイクルセンター施設整備事業者選定委員会が組織され、計4回開催し、工事発注仕様書の作成や建設に係る事業者の選定基準、決定方法などについて協議を行い、技術点・価格点双方での総合評価落札方式により事業者を選定することとし、令和6年2月開催の第5回委員会において、工事事業者が選定されております。

次に、現在の建設の進行状況と今後の予定についてでございますが、令和6年4月2日の葛尾組合臨時議会において工事請負契約の議決がなされ、5月には中之条区地元説明会が開催されました。

建設工事は、旧焼却施設の解体工事とリサイクルセンターの建設工事を行うこととなりますが、現在は、焼却施設の解体に向けた施設の除染作業が進められており、作業が完了次第、解体に着手されると伺っており、今月から煙突の解体・撤去に着手する計画とされ、焼却施設内部・上屋・基礎の順番で解体・撤去が行われ、令和7年6月までに解体撤去工事を完了させ、7月からは建設工事に着工し、令和8年度には試運転を行い、令和9年度から本格稼働する計画で進められているところであります。

次に、ハの不燃物の処理についてでございますが、缶・瓶・ペットボトルなどの回収につき

ましては、各地区における月1回の収集と、毎月第1、第3日曜日に実施しているサンデーサイクルにより収集を行っているところでございますが、引き続き、同様の方法で収集していく予定でございます。

また、上山田の不燃物処理場につきましては、昭和45年に建設しており、既に50年以上が経過し、老朽化が著しい状況にあります。

上山田の施設にて担ってきた、不燃物の処理機能を葛尾組合リサイクルセンターへ集約することで、一体的な管理・運営を行い、業務の効率化と安定処理の継続を図ってまいりたいと考えております。

町といたしましても、千曲市、葛尾組合と連携を図りながら、分別によるごみの減量化に努めるとともに、ごみの資源化を推進し、循環型社会の形成に努めてまいりたいと考えております。

6番（宮入君） 各項目について丁寧な答弁をいただきました。町におきましては、令和5年7月から進められてまいりました文化センターの耐震補強及び大規模改修工事が完了し、6月28日に竣工式が行われ、7月1日からの開館となりました。

また、山村町長の招集の挨拶にもありましたが、テクノセンター建物のエネルギー収支を25%以下まで削減するZEB化を目指した施設改修事業について、環境省の補助事業として補助金の交付決定が得られ、改修工事に着手したことが発表されました。

町では、ほかにも大きなプロジェクトが進められている中、特に申し上げました新複合施設と新葛尾組合リサイクルセンターについては、巨額の建設費用が見込まれており、町民の関心も非常に高く、優れた施設の建設が期待されております。

また、建設物につきましては、完成後と比較して建設過程における変化に対しての要望、質問等が寄せられることが考えられますので、定期的に一般質問にて進捗状況を確認してまいりたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（滝沢君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分）

議長（滝沢君） 再開いたします。

次に、14番 大森茂彦議員の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 公益通報者保護の取り組みは

イといたしまして、職員を守る対策は。

公益通報者保護制度とは、企業や行政機関の不正を告発した人が不利益な処遇や減給・降格

処分を受けないよう、通報者を守る制度として公益通報者保護法が２００６年に施行されました。通報は基本的には実名ですが、匿名の通報も可能としています。調査後、通報内容が事実だった場合や是正措置を取ったときは、通報者に通知することになっております。窓口が関係する秘密を漏らすことや、通報を理由に通報者の解雇あるいは不利益な扱いは禁じられています。

まず、事例について述べます。鹿児島県警では、県警の職員による盗撮、ストーカー、強制性交事件などの不祥事を県警本部長が隠蔽しようとしているとして、当時の生活安全部長が報道機関に告発文書を渡したことで、県警はこの告発した部長を国家公務員法違反、守秘義務違反として逮捕、さらに今年４月８日、報道機関を家宅捜査し、パソコンと携帯電話を押収、パソコンのデータを消去して５日後に返却してきたとのことです。

報道機関の責任者は、公益通報はメディアの命だ。これを警察などの権力が、これは公益通報ではない、漏えいだと勝手に決めつけていいはずがないと抗議しております。後に強制性交事件で起訴となった加害者の父親が県警所属の元警察官だということが報道されました。

事例２といたしまして、今、新聞やテレビをにぎわしております兵庫県の件であります。この知事は、パワハラ行為、あるいはおねだり知事などとして問題になっております。県知事の疑惑告発文書問題で、県議会は調査特別委員会、いわゆる百条委員会を立ち上げました。

兵庫県の元県幹部職員が７月に亡くなっていました。自死と見られています。彼は４月、県の公益通報窓口で告発文書を提出。知事は直ちに告発者の役職を解き、業務中にうそ八百を含む文書を作って流す行為は、公務員として失格だと全面否定。内部調査のみで誹謗中傷と結論づけ、５月に停職３か月の懲戒処分としていました。

また、告発文書の中には、業務を理由に療養中と公表されていた元課長の男性が４月に死亡していたことが記載されていました。この課長は、去年のプロ野球の阪神とオリックスの優勝パレードに関わる経費をめぐる不正が挙げられ、この課長は業務により疲弊したと言われていました。

まだほかの事例があります。信濃毎日の６月２１日付、福岡県宮若市議会本会議で、市長のパワハラ、セクハラなど８件を認定する内容の報告書を賛成多数で可決。

同じく６月２１日付ですが、陸上自衛隊でパワハラの内容を所属部隊に漏らされ、上司に通報者と特定され、テロ行為をする者は許さないと上司から責められた。この自衛官は、国に慰謝料など２２０万円の支払いを求めて、札幌地裁に提訴しています。

また、前後しましたが、６月３日付、沖縄県の南城市市議会、市長のセクハラ行為９件が職員アンケートで明らかになり、第三者委員会を設置いたしました。

このような事例がある中で、以下の点についてお尋ねいたします。

一つは、町理事者や町職員の不正行為について、告発できる体制は町にあるでしょうか。

2 といまして、これまでに告発や相談等は何件ありましたか。また、実態調査を行ってどうか。この点についてもお尋ねします。

3 といまして、告発があった場合、その調査等は誰が行うことになっているんですか。

四つ目、告発する職員の保護はどのように守られるのでしょうか。

以上4点についてご答弁をお願いします。

総務課長（伊達君） 1 といまして、公益通報者保護の取り組みは、イ．職員を守る対策はのご質問に順次お答えをいたします。

ただいまのご質問の中で、いろいろな事例のお話をいただきましたけれども、私たちと同じ自治体の職場の出来事として、特に注目しているのが本年7月、兵庫県において、知事のパワハラ疑惑などについて記した文書を配布し、誹謗中傷したとして懲戒処分を受けた同県幹部職員が亡くなるという事案があり、知事の疑惑に関する解明や亡くなった職員に対する対応が適切であったかについて、現在も兵庫県議会の文書問題調査特別委員会、いわゆる百条委員会での調査が続いている状況でございます。

当該事案におきましては、亡くなられた職員の配布した文書を、公益通報者保護法における公益通報として扱わずに職員を処分した県の対応に注目が集まっておりますが、同法では、公益通報をしたことを理由とする通報者の不利益な取扱いの禁止等を定め、通報者の保護を図っており、地方自治体を含む全ての事業者は、公益通報を受けた際には、公益通報者保護法に基づく対応が求められております。

また、公益通報者保護制度につきましては、消費者庁からガイドラインや説明資料、Q&Aなどが示されており、町においてもこれらを参考とした運用を図っているところであります。

ご質問の町理事者や町職員の不正行為やパワハラについて、通報や告発できる体制はあるかとのご質問につきまして、町におきましては、不正行為やパワハラの通報などのほか、心配事の相談など、職員からの全ての相談は総務課を窓口として受け付けているところであります。

また、公益通報につきましては、職場の上司等に通報したものについても対象となっており、町では、人事評価制度に基づく年3回の上司等との面談や、年1回実施しておりますメンタルヘルスチェックに基づく医師との面談の際にも相談に応じるなど、相談先を総務課だけに限らず、相談しやすい環境づくりに努めているところであります。

次に、これまでの通報や告発、相談等の件数といましては、職場や職員の心配事などの相談は、年に数件寄せられているといった状況ではありますが、公益通報者保護法の対象となる刑事罰・過料の対象となる不正の通報、告発などは過去になく、町職員それぞれが法令にのっとり公務に取り組んでいるものと考えているところでございます。

また、実態調査をしてはどうかのご質問であります。調査は大変デリケートな内容を含むことが想定され、調査自体が職員に不安を与える要因になるおそれもあることから、その手

法等については慎重な検討が必要と考えているところでございます。

続きまして、通報や告発があった場合の調査等実施者につきましては、まずは窓口であります総務課が行うものとしておりますが、不当要求行為や職場におけるハラスメントなど、個々の事案によっては、要綱に基づき設置をする委員会において調査等実施するものとしております。

最後に、告発する職員の保護につきましては、公益通報者保護法に基づき、公益通報を理由とした通報者への不利益な取扱いをしないことや、秘密の保持など、適正に対応してまいります。

いずれにいたしましても、まずは、公益通報者の保護事案が発生することのない職場づくりが大切であり、町としましては、法令遵守に係る啓発や、階層別、分野別の研修の実施、業務におけるチェック体制の維持を図り、不正事案等を未然に防ぐとともに、日頃から職員間の円滑なコミュニケーションや、衛生委員会の開催、各種テーマによる随時の研修を通じ、ハラスメントなどが発生しない環境づくりを図ってまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 課長より答弁をいただきました。その課の課長、上司に相談しても、一応同じ扱いをされるということで、それだけの広い対応ができるというふうには思います。

それとですね、実態調査についてですが、いろいろとデリケートな問題だということがあるんですけども、須坂市では実態調査をやっているんですよ。7月7日の信毎で記事になっていました。

須坂市では、正規職員と会計年度任用職員合わせて976人を対象にハラスメント実態調査をし、7月8日、結果を公表した。特に相談しやすい窓口の設置を求める意見が247人からありましたという報告です。

先ほどの課長の答弁では、生活だとか仕事上の相談はあったけれども、刑事上などの相談あるいは通報等の案件はなかったということですが、恐らく須坂市もそういう窓口があるということは、職員の方はみんな知っていると思うんですが、やっぱり相談しやすい窓口になっているかどうかですよ。これをどう担保するかということですね。これについてはどのようにお考えですか。今は相談しやすい窓口というふうにご認識されていますか。

総務課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

相談しやすい窓口になっているかどうかということでありまして、私どもはそうなるように努力はしているというところであります。もしですね、相談しにくいといったような声が聞こえてきたとすれば、それは私どもも改善をしていかなければいけないことだと考えているところでございます。

14番（大森君） 担当課だけで、それに努力されていると。それはそれで非常に大事なことですから、ぜひお願いしたいのですが、須坂市では、調査したからこれだけの方が相談しやすい

窓口にしてほしいという要望が出ているわけですね。調査しなければ出てこないんじゃないですか。そういう方々が実際に相談しようと思っても、できないと思うんですね。ですから、ぜひ実態調査をして、それぞれの職員の思いをきちんと受け止めていくということで、初めて相談しやすい窓口はどうあるべきかということは、またいろんな職員の皆さんから意見をいただいて、こういう体制にしてほしいというような意見でやっていけば安心できると思うんですけども、そういう体制をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから、こういう事例が発生した場合に調査委員会を設置するということなんですが、その場合、一応規程といいますか、どなたが責任者をやり、手順というのは何かあるんでしょうか。

総務課長（伊達君） 再質問についてお答えいたします。

町では、先ほど答弁いたしましたように、不当要求行為、それとハラスメントについては、その対応をする要綱を別途設けてございます。その要綱におきまして、そういった事案がある場合は、調査委員会を設置するということになっておりますけれども、そこにおきましては、いずれの委員会についても、副町長を長として調査を実施していくということでございます。

14番（大森君） 調査はぜひ要求したいというふうに思います。自分勝手といいますか、身勝手といいますか、総務課だけで相談しやすい雰囲気をつくっていますよというんじゃなくて、全職員がそういう気持ちになっていただくということだと思いますので、ぜひその点についてお願いしたいというふうに思います。

次の質問に行きます。

2といたしまして、今こそ平和への取り組みを。

第二次世界大戦、太平洋戦争は、1945年8月、アメリカ軍によって広島、長崎に世界最初の原水爆が投下され、この年の年末まででその犠牲者は20万人に上りました。日本国民は核兵器の惨害をその歴史に刻み込んだ被爆国民となりました。

1958年、原水爆禁止の願いを込めて広島から東京へと歩いたことが最初で、それ以降毎年、原水爆禁止の願いを行動に移し、原水爆禁止国民平和大行進が行われております。今年は、5月6日、北海道の礼文島、東京、徳島など8か所からスタートし、8月4日、広島の平和公園で合流しました。礼文島からのコースが進むにつれ分岐し、その一つが新潟県から長野県に入り、坂城町を通過して群馬県に引き継がれていきます。

行進した皆さんが町役場で昼休みを取り、午後の坂城町の出発式で、町長と議長が激励の挨拶を送っていただいております。町長は、毎回、町の非核平和宣言はすばらしいと前置きしてから平和宣言を読み上げ、戦争のない世界をと訴えておられます。

昨日9日、長崎で原爆に遭いながら、国が線引きした被爆地域から漏れたために、被爆者と認められずにいる被爆体験者44人が長崎市や長崎県に被爆者健康手帳の交付を求めた訴訟で、

原告のうち一部の地域で原爆に遭った15人を被爆者と認め、手帳の交付を命じました。今も続く原爆裁判です。この裁判でもまた線引きがされて、認められない方も多数出ました。

ちょうど今、連続テレビ小説「虎に翼」でも描かれて、6日の放送の原爆裁判を私も注意深く見ました。

東京地裁が米軍の原爆投下を初めて国際法違反とした原爆裁判の判決から、今年で60年を迎えました。原爆投下の違法性を指摘し、核兵器禁止条約の礎となったとも言えるものではないでしょうか。

核兵器禁止条約は、2017年7月7日、核兵器禁止条約が国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により採択され、多くの国が核兵器廃絶に向けて明確な決意を表明しました。この年12月には、条約採択への貢献などを理由に、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）がノーベル平和賞を受賞しています。2024年1月16日現在、広島市のホームページより、署名した国が93か国、地域となっています。また、批准したのは70か国の国と地域です。

これは2017年、平成29年9月20日から各国による署名が開始され、2020年10月24日に批准した国が発効要件である50か国に達し、条約は、批准から90日後となる2021年、令和3年1月22日に発効を迎えております。核兵器を違法とする国際法が発効した今、日本政府の姿勢がなおさら問われているのではないのでしょうか。

イといたしまして、町の平和宣言はどう活かされているか。

まず、非核平和の町宣言を紹介したいと思います。「野に 花が咲き 山に 鳥が鳴き まちには 緑がいっぱい ここには 私たちの幸せがある いま地球をおおう核兵器は 愛するすべてのものを滅亡させてしまう ヒロシマ ナガサキを くり返してはならない いまこそ 私たちは 核兵器の根絶を願い 私たちの町にいかなる核兵器の配備も 飛来も 通過も 許さない 緑豊かなスポーツと福祉の美しい 田園工業都市 平和で幸せなまちを実現するため ここに坂城町を非核地域とし 非核 平和の町を宣言する」

これが条例の最初に出ています。この宣言に基づいて、6点を質問したいと思います。

一つといたしまして、今年度の生涯学習講座で非核平和宣言に依拠した講座や講演、戦争遺構の見学等は計画されているか。

2といたしまして、学校教育で平和についての学習は取り組まれたか。

3といたしまして、町内に戦争遺構はあるのか。

4といたしまして、坂城町から満蒙開拓に215人の方が移住され、86人の方が帰国されていらっしゃる。こういう人たちの体験談、こういうものをぜひ証言あるいは語り部として、あるいは冊子にして後世に残していく必要があるのではないのでしょうか。ぜひこれについても実施していただきたいということで質問します。

5 といたしまして、今年初めて原爆写真展が坂城町9条を守る会と坂城町平和委員会の共催で、「小さな原爆写真展」が図書館の協力をいただきまして、図書館の玄関入り口で開催できました。来年は被爆80年になることを踏まえ、来年度はこの1年間を通して核兵器廃絶への取組や、戦争体験者の聞き取りや講演、子どもたちを広島・長崎平和式典に派遣すること、原爆写真展や被爆者が描いた絵画展の展示など、1年を通じて計画していただけないか。

6 といたしまして、先ほど読みました非核宣言文をパネルにして、来庁者が見える場所に掲示できないでしょうか。平和を考える年として、毎月何らかの催しや行事を実施することを提案し、1回目の質問といたします。

議長（滝沢君） ロをお願いします。

14番（大森君） 申し訳ございませんでした。ロといたしまして、自衛隊への名簿提供についてお尋ねします。

奈良市在住の高校生が、市が提供した個人情報を基に自衛隊が募集はがきを送るのは違憲・違法だと、国と奈良市に損害賠償を求めて提訴しています。全国で高校、大学を卒業する年齢になる18歳と22歳の子どもたちに、自衛隊の勧誘はがきが送られてきています。対象となる子どもの住所、氏名はどのようにして自衛隊に提供しているか、ご答弁願います。

教育長（塚田君） 2. 今こそ平和への取り組みをのご質問のうち、教育関係について順次お答えいたします。

初めに、今年度の生涯学習講座についてのご質問についてお答えします。現在、町では生涯にわたり学びの機会を提供するため、さかきふれあい大学として、教養講座、専門講座、出前講座、長野大学連携講座等を開設し、生涯学習を推進しております。

各講座の選定方法につきましては、生涯学習推進協議会において、教養講座や専門講座の受講終了後のアンケート結果や協議会委員、町民の皆様からのご提案、ご意見等を参考に、選定しております。

選定基準は、類似した内容のものに偏らないよう、講演会や視察研修、身近なものの作品製作等に分けて、誰もが気軽に楽しく受講できるような講座として決定しております。

今年度前期にあたる9月までのさかきふれあい大学では、教養講座を1講座、専門講座を5講座、公民館文化講座が13講座、長野大学坂城町講座については3講座を開講または予定しております。

10月からの後期の講座につきましても、生涯学習推進協議会で検討する中で、教養講座は4講座、専門講座7講座、長野大学坂城町講座3講座の開講を計画しております。

ご質問の町の非核平和宣言に依拠した講座や講演、戦争遺構の見学等の開催といたしましては、過去には、さかきふれあい大学における開催実績といたしまして、福島第一原発の事故を受けての医療支援活動や放射線汚染の実情などの講演会、戦争に関する童話を紹介し、子ども

から大人まで平和について考えていくことを目的する講座、戦後60周年を記念して県内の戦争遺跡の見学、戦前に学校に配られた「青い目の人形展」などを実施してまいりました。

今年度につきましては、秋頃に太平洋戦争戦時下における地域の遺跡や、当時の体験者の証言を通して、改めて平和について考える機会となる講座の開講に向けて、現在、準備を進めております。

学校の平和教育の取組といたしましては、戦争の経験がない児童生徒の発達段階に応じ、社会の授業などで戦争中に起きた事象や戦時中の暮らしなど、戦争により社会環境や生活環境がどれだけ悲惨な状況になったかを知る学習、国語や道德の授業などでは、命の尊さや平和の維持の大切さなどを学習しております。

また、小学3年生から中学3年生までの児童生徒に配布している、「ふるさと坂城」において、戦争の中での郷土昭和時代という項目で、地域の出来事として、青い目の人形のエピソード、満蒙開拓移民、学童集団疎開の受入れなどを平和学習の教材として活用しております。

次に、町の戦争遺構についてのご質問にお答えします。

ご質問の戦争遺構につきましては、戦争関連の施設跡や戦跡など戦争があったことを後世に伝える遺物とされており、当町におきましては、現在のところ戦争遺構として確認されているものはありません。

しかし、令和3年8月に、当町においても射撃訓練場があったとの報道がされたことをきっかけとして、地元住民と町学芸員が現地に外向き調査したところ、村上地区の上平、出浦沢川上流域において、射撃訓練場と考えられる跡地を確認しております。

この射撃訓練場と思われる跡地からは、遺物などは確認されておきませんが、射撃訓練場に当時設置されていたと思われる射撃場の撃場などと陰刻された石碑が、上部が欠けた状態で出浦沢川の下流で発見されております。

このような戦争遺構につきましては、かつての戦争の時代を後世に伝える貴重なものでありますので、今後も情報などをいただいた際には確認してまいりたいと考えております。

また、満蒙開拓の関係者の語り部や、それを記録した冊子などの発行につきましては、町内の方で戦争体験などを含むご自身の半生を回顧した「山脈を越えて」を冊子として作製した経過がありますので、現在のところ、改めて冊子などを作製することは考えておりません。しかし、戦争体験などを語っていただける語り部につきましては、終戦から長い時間が経過する中で、ご協力いただける方がおいでになるのかという課題となりますので、可能な方法について検討してまいりたいと考えております。

被爆80年を契機とした平和学習の取組といたしまして、学校教育におきましては、今後も、子どもたちの発達段階を踏まえ、社会などの授業において戦争などの事実について学ぶとともに、平和の尊さ、思いやりの心、命の大切さ、仲間づくりや友達を大切に思う心などを育む人

権教育を推進していくことが大切だと考えております。

また、生涯学習といたしましては、町立図書館のロビーにおいて、毎年8月の終戦記念日に合わせて開催しております、戦争と平和に関する本の企画展示を継続して実施するとともに、来年度は終戦80年の節目でありますので、平和学習の実施、戦争体験者等への聞き取り、平和学習施設への研修、写真展示等も含めて、来年度のさかきふれあい大学の講座や、公民館事業など、来年度の年間計画の中で検討してまいりたいと考えております。

また、広島の平和式典への子どもたちの派遣についてのご質問ですが、子どもたちが平和記念式典へ参列することや、原爆の関連施設の見学や被爆者、語り部の方と交流することは、平和を考える上で大変有意義であります、平和の尊さがわかった上で戦争の悲惨さがより理解できるのではないかと考えております。

まずは、子どもたちには平和のすばらしさ、平和な社会をつくることの大切さなどを伝えられるよう、日々の学習に努めてまいりたいと考えております。

総務課長（伊達君） 私からは、イ、平和宣言はどう活かされているかのうち、非核宣言をパネルにして、来庁者に見える場所へ掲示できないかのご質問にお答えいたします。

当町の非核平和の町宣言につきましては、平和が町民生活の基本であるとの理念の下に、昭和60年9月27日に議決宣言されたもので、宣言文は、当町の美しい風景を詩的に表現するとともに、核兵器の廃絶や平和への強い思いが込められた内容となっており、先ほどご質問の中でもご紹介をしていただきましたけれども、令和4年第3回議会定例会での一般質問答弁におきましては、山村町長も全文を朗読し、議場におられた皆様をはじめ、テレビでの放送をご覧になった皆様や、議事録を読まれた皆様など、多くの方に改めて宣言のすばらしさを感じていただけたものと考えているところでございます。

この宣言文につきましては、どなたでもご覧いただけるよう、町ホームページの例規集に掲載しているところでもありますけれども、より広く周知ができるよう、ホームページの町の概要のページからもご覧いただけるよう工夫をしたところであります。

宣言をパネルにして、来庁者に見える場所に掲示できないかのご質問であります、ご質問にもありましたとおり、来年は被爆から80年という節目の年でもありますので、宣言文の掲示につきましては、大きさや方法、場所等について検討してまいりたいと考えているところでございます。

住民環境課長（山下君） 2の今こそ平和への取り組みをのご質問のうち、ロの自衛隊への個人情報提供はどうしているについてお答えいたします。

町では、住民基本台帳法第11条及び第11条の2に基づき、正当な目的であれば、住所、氏名、生年月日、性別が記載された住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供しています。

閲覧できる目的の例としましては、国や地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のた

めに行う場合、統計調査、世論調査、学術調査、その他調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高い活動と認められる場合、公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高い活動と認められる場合などであり、営利目的の市場調査やダイレクトメールの発送などの目的では閲覧することはできないことになっております。

閲覧の申請には、閲覧請求機関の名称、閲覧者、事務責任者、閲覧目的、閲覧請求に係る住民の範囲、閲覧事項の管理方法等を記入していただいた閲覧請求書または閲覧申出書を提出いただき、記載事項に不備がないか、閲覧目的が関係法令等に照らし正当であるか審査し、閲覧できるようになります。

また、閲覧の際には、カメラ等の撮影機、複写機、録音機などを使用することはできませんので、転記のみとなります。

なお、住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧状況につきましては、閲覧日、閲覧者、閲覧目的、対象者及び抽出人数を、「広報さかき」やホームページで公表しているところであります。

ご質問の18歳と22歳の子どもたちに自衛隊の勧誘はがきを送られていることについて、どのように自衛隊が対象者の住所、氏名を得ているのかにつきまして、当町におきましては、町からこれらの情報の提供等は行っておりませんが、先ほど申し上げましたように住民基本台帳法第11条第1項に基づき、請求機関となる自衛隊長野地方協力本部から住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求書の提出を受け、閲覧がなされている状況であり、閲覧以外の方法で自衛隊が独自に情報を取得しているかについては、町では把握してございません。

14番（大森君） 結構長い答弁でした。時間もちょっと大分押し迫ってきました。今の自衛隊の名簿の点についてですけれども、ぜひデータでお渡しするとか、コピーしてお渡しするということは、ぜひしないように引き続きお願いしたいというふうに思います。

あと、パネルの設置も検討していただくということですので、ぜひお願いして、なるべく大きなものという、小松さんの絵画くらいの大ききで何かできればというふうに思いますが、そんな希望もありますけれども、ぜひ実現したいというふうに思います。

2回目の質問を取り上げていきたいのですが、時間がありませんので、次の質問に行きたいと思います。

3といたしまして、子育て支援についてです。

子育て世帯を経済的に応援するということで、安心して子育てができるように乳幼児のおむつの購入助成はできないかという点について、1点。これは、県内では上田市とか伊那市、高山村、箕輪町などが実施しています。

次に、子どもの成長にしたがって、紙おむつのサイズが合わなくなって、結構残ってくると

ということがあって、ぜひこれをどなたかに使っていただければいいなという相談がありました。こういう点で、それをうまく利用できる方法、おむつポストとかということ、紙おむつポストですか。そういう名称でやっているところもあるそうですけれども、こういう方法は何かできないかというふうに思います。

また、二つ目は、子育て支援センターに子ども衣類のリユース、未使用のおむつ、こういうこともぜひ進められないかということで、この2点についてご答弁願いたいと思います。

子ども支援室長（橋本君） 子育て支援についてのご質問に順次お答えいたします。

町では、子育て世帯への経済的な支援といたしまして、町内の幼稚園と保育園に通う第3子以降のお子さんの保育料を無料とする軽減策や、保育園の副食費を無償とするなど、独自の支援策を実施してきたところであります。

加えて、子育て用品の購入やサービス利用などに使用していただくため、給付金として妊娠届出時や出産時にそれぞれ5万円を支給しているほか、不妊・不育症治療費の助成といった出生前の支援をはじめ、学校給食費の無償化や町奨学金制度の拡充、高校卒業までの医療費助成など、子育て世帯の経済的負担を軽減し、全ての子どもが等しく心身ともに健やかに成長していけるよう取り組んでいるところでございます。

ご質問の乳幼児のおむつの購入助成につきましては、県内のいくつかの市町村で取り組まれていることは承知しておりますが、先ほど申し上げましたように、町では、子育て世帯への経済的な支援につきまして、様々な取組を実施しているところでございますので、助成の必要性も含め、引き続き効果的な子育て支援施策について研究してまいりたいと考えております。

続きまして、子育て支援センター等で子ども服のリユースや未使用のおむつを提供できないかのご質問でございますが、現在、子育て支援センターでは、センターの一角におさがりコーナーを設け、センターの利用者などから、サイズなどが合わなくなり不要となった子ども服をはじめ、おむつ、ベビーカー、チャイルドシート、お昼寝布団などの子育て用品や妊産婦が使用する用品などを提供していただき、必要な方にお持ち帰りいただくリユースの取組を行っているところであり、役場などで町民の方からお問合せがあった際には、子育て支援センターでの取組をご案内するなどの対応をすることとしております。

また、保育園におきましても、保護者会の主催により、年1回から2回程度、保護者からサイズアウトなど不要になった水着や長靴、レインコートなどを募り、必要な方に提供するリユースの取組を実施しているところでございます。

子育て支援センターでは、おさがりコーナーの物品の受領や検品、陳列などの運営業務を職員が全て対応しており、コロナ禍以降、感染症の心配からリユースについて敬遠される傾向が多少なりともあることや、一定期間を過ぎても希望する方がいない物品は、子育て支援センターで処分をすることとなるなどの課題もある状況であります。

今後は、こうした課題の解決策を検討しつつ、子育て支援センターにおいてリユースコーナーを引き続き実施をし、子育て支援の観点に加え、ごみの減量化や資源の再利用化につながる取組をしてまいりたいと考えているところであります。

14番（大森君） 子育て支援でいろいろと取り組んでいるということについては、承知していますけれども、まだまだ必要ではないかというふうに思います。

リユースについてもですね、職員の方で選別して、季節やあるいはサイズなど、いろいろとそういう仕分は大変だと思いますが、もう少しこれをうまく利用できる体制をぜひ取っていただいてですね、やはり資源の回収もするというようなことも含めて、大事に使っていくような方法をぜひ取っていただきたいと思います。

次に、4番目といたしまして、高齢者の補聴器購入助成をということであります。

イ．高齢者の補聴器購入助成を

厚生労働省は2021年、自治体の補聴器助成の状況などを調査した難聴高齢者の社会参加に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究を公表しました。当時、助成は36自治体、65歳以上の住民の聴力検査は四つの自治体のみが実施したとの結果を踏まえ、取組を強化しなきゃいけないということで提言が行われました。

この研究では、医師会に委託して聴力検査を実施している金沢市の事例を調査、そして補聴器が必要という判定をされた人が65人、実際に装着した人は7人、そのほぼ全員が満足だというふうに答えているということです。補聴器を着ければ生活の質が向上するのは確かだが、購入するまでに価格の問題もあり、ハードルが高いと指摘しています。

また、今朝の最初の質問者のところでの認知症の点についてもありました。耳の聞こえが悪くなると認知症への入り口であるということも言われています。やはりこういう点でもですね、やっぱり認知症予防という観点から見てもですね、いち早く補聴器の助成制度をぜひつくっていただく必要があるのではないかというふうに思います。

5月に補聴器購入の署名が取り組まれ、851筆を町長に提出しました。そこでのいろんな懇談で、何とかしなきゃねというような話まではいただきましたが、6月議会には忙しいということで、9月議会で何とか予定してということで、皆さんも期待をしていましたが、今後どのような扱いになるのか、また、署名用紙に対してどのようにお答えになるのか、それについての答弁を願います。

町長（山村君） 大森議員さんから4番目の質問としまして、高齢者の補聴器購入助成のご質問をいただきました。4番目の質問に回ってくるかどうか心配でしたけれども、10分ほど時間があります。簡潔にお答え申し上げたいと思っております。

さて、難聴は、高齢者の多くが直面する問題であります。聞こえにくいままの状態を放置すると、日常生活の質の低下を招いたり危険を察知する能力が低下するほか、家族や友人とのコ

コミュニケーションが困難となることで、社会的孤立や鬱病を引き起こす要因にもなり得るため、認知症発症のリスク要因としても指摘されているところでございます。

聞こえにくい状態とされる難聴は、音の振動の伝わりに障がいが生じるものを伝音難聴、音を感じる神経に障がいが生じるものが感音難聴といい、この両者が混在したものは混合性難聴と呼ばれ、加齢に伴うもの以外に特別な原因がない加齢性難聴は感音難聴の一つであります。

その主な原因は、加齢によって音を感知する細胞の数が減少することにあります。そのほかにも、内耳から脳へと音を伝える神経経路に障がいが起きたり、脳の認知能力が低下することも影響している可能性があり、様々な原因が複数組み合わさることで発生すると考えられているところであります。

また、難聴の程度といたしましては、日本聴覚医学会による分類で、軽度、中等度、高度、重度の４段階に分かれております。症状の特徴としては、一般的に高い音域、高音域から聴力の低下が始まり、６０歳代になると小さな声や騒音下での会話において聞き間違いや聞き取りづらいつことがある軽度レベルまで低下し、聞こえが悪くなったと感じる人が増えてきております。

さらに７０歳を超えると、普通の大きさの会話の聞き間違いや聞き取りづらさがある中等度レベルまで低下することが多くなるとされております。

こうした加齢に伴う難聴は、老化現象の一種とされ、誰に起こり得ることですけれども、進行を遅らせたり、加齢以外の原因を避けるため、日頃から大きな音を避けることに加え、静かな場所で耳を休ませる時間をつくるなど、耳に優しい生活習慣を心がけることで予防につながるとされております。

また、栄養バランスが取れた食事、適度な運動、規則正しい睡眠、禁煙など、老化を遅らせるために生活習慣の見直しを行うことなども効果的であると言われております。

このようにご自身ができる取組のほかに、早期発見、早期治療のために耳鼻咽喉科を受診し、専門医の診断結果に基づく補聴器を使用することで生活の質を維持し、認知機能の低下を防ぐことができるとされているところであります。

ご質問の高齢者の補聴器購入助成につきましては、本年５月に、補聴器助成制度の実現を求める坂城町の会の皆様から、加齢に伴う難聴者の補聴器購入への助成制度の実現について、８５１名の方の署名の提出を受け、制度の検討が必要な案件であると認識しております。

町といたしましては、住民の皆様のご意見、ご要望を真摯に受け止め、聞こえづらさや生活に支障のある高齢者の方が補聴器の装着により、社会生活での影響がなくなるよう、補聴器購入に対する助成制度について検討するとともに、これから策定作業に着手いたします。助成制度は長期にわたりますので、来年度以降の実施計画にも組み入れて、早期導入に向けた準備を整えていきたいと考えております。

14番（大森君） ただいまの町長の答弁で、来年度に向けて実施計画の中に入れていきたいというお話をいただきました。半年でも早く着きたい人は着きたいと、そういう制度があれば助かるなという方も当然いらっしゃるんですが、そういう方向が町長の答弁の中で、来年度からの予定をとということをしていただきましたので、これ以上申し上げませんけれども、住民の願い、そして高齢者の願いを真摯に受け止めていただいて、町政に反映させていただきたいというふうに思います。

また、特に今、日本は非常に危険な状態といいますか、軍拡の音がどんどん聞こえてくる情勢になっています。憲法第9条を変えるということで、総裁選で立候補している人たちが声高に言っています。そして、自衛隊がアメリカ軍とだけではなくて、オーストラリアやイギリスの艦隊とも一緒に訓練する。いよいよ軍事対軍事の構図が出来上がってくる。国連は全くそんなことは想像もしていない。そういう国連であります。国連憲章に基づいた国際秩序、このことをしっかりと今後の国政にも生かしていただきたい。その第一歩として、非核平和宣言をこの坂城町から大いに発信し、やっていただきたいというふうに思います。

以上、今回の一般質問はこれで終わります。

議長（滝沢君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は、午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑、各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時54分）

